

Maintext Authentic 〈2023 年度版〉

(2023 年度合格目標 Kudo project Swing-by Seminar 講義使用教材)

(2023/08/07 現在)

2023 年度合格目標 Kudo project Swing-by Seminar の講義使用教材である

「2023 年度版 Maintext Authentic」におきまして以下の訂正箇所がございます。
大変おそれいたしますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

・最新 2023/08/07 更新分

【2022/11/14 更新分】

Tool box I (RU23251)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P44 3 上から 14 行目	2013 年 (平成 25) 年	2023 年 (令和 5 年)

※上記補正に誤りがございましたので、改めて下記【2022/11/28】のとおり補正させていただきます。


【2022/11/28 更新分】

Tool box I (RU23251)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P44 3 上から 14 行目	<u>2013</u> 年 (平成 <u>25</u>) 年	<u>2023</u> 年 (平成 <u>35</u> 年)

※訂正後の()内の表記は、原文のまま平成表記としております。

健康保険法 (RU23253)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P18 健保-015 要点整理 (8) 	合会の招集 (令 7 条)	<u>組合会</u> の招集 (令 7 条)

【2023/03/27 更新分】

健康保険法 (RU23253)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P201 健保-071 要点整理 (1) 2行目	(1児につき <u>40万8千円</u>)	(1児につき <u>48万8千円</u>)
改正	P201 健保-071 要点整理 (1) (※1) 1行目	<u>40万8千円</u>	<u>48万8千円</u>
改正	P207 健保-073 要点整理 (1) 2行目	(1児につき <u>40万8千円</u>)	(1児につき <u>48万8千円</u>)
改正	P207 健保-073 要点整理 (1) (※1) 1行目	<u>40万8千円</u>	<u>48万8千円</u>
改正	P244 健保-100 要点整理 (2) 3行目 2か所	<u>40万8千円</u>	<u>48万8千円</u>
改正	P293 健保-123 要点整理 	令和4年の延滞税特例基準割合について ・令和4年1月1日～令和4年12月31日の間	令和5年の延滞税特例基準割合について ・令和5年1月1日～令和5年12月31日の間

社会保険一般常識 (RU23254)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P190 船保-009 要点整理 (1) 3行目	1児につき <u>40万8千円</u>	1児につき <u>48万8千円</u>
改正	P190 船保-009 要点整理 (1) (※1) 1行目	<u>40万8千円</u>	<u>48万8千円</u>
訂正	P251 確拠-002 条文 下から1行目	(以下「第4厚生年金被保険者」という)	(以下「第4号厚生年金被保険者」という)
訂正	P309 支援-004 (1) 1つ目の Point! (※2) 5行目	当該特定扶養親族等1人につき <u>63万円とする</u> を 加算した額とする。	当該特定扶養親族等1人につき <u>63万円とする</u> 。
訂正	P313 支援-005 (1) 1つ目の Point! (※2) 5行目	当該特定扶養親族等1人につき <u>63万円とする</u> を 加算した額とする。	当該特定扶養親族等1人につき <u>63万円とする</u> 。

年金法 I (RU23255)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P173 国年-031 (1) (※1) 1行目	第1号厚生年金被保険者の資格を喪失した後引き続き厚生年金保険の被保険者の資格	第1号厚生年金被保険者の資格を喪失した後引き続き 第1号 厚生年金保険の被保険者の資格

年金法 III (RU23257)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P524 厚年-117 (2) 【2以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る脱退一時金の計算例】	○第1号 平均標準報酬額 (10月平均) × 2.2 ＝a × 10/25・・・(A) ○第4号 平均標準報酬額 (15月平均) × 2.2 ＝b × 15/25・・・(B)	○第1号 平均標準報酬額 (10月平均) × 2.2 × 10/25・・・(A) ○第4号 平均標準報酬額 (15月平均) × 2.2 × 15/25・・・(B)

労働一般常識 (RU23258)

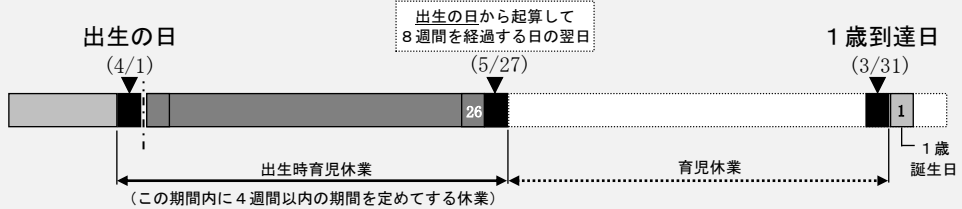
	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P106 育介-003 要点整理 (1) Point! の図	【別添1】に差替え	
訂正	P196 労推-008 条文 CHECK 2行目～3行目	(雇入れ時は翌月10日までに、退職時は退職した日の翌日から起算して10日以内に)	(雇入れ時は翌月10日までに、退職時は <u>当該事実のあった日の翌日</u> から起算して10日以内に)
訂正	P298 女性-004 条文 ●一般事業主行動計画の策定等(法8条) 3行目	国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という)であって、常時雇用する労働者の数が <u>300人</u> を超えるものは、・・・	国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という)であって、常時雇用する労働者の数が <u>100人</u> を超えるものは、・・・
訂正	P299 女性-004 条文 ●一般事業主行動計画の策定等(法8条) Point! 1つ目の・ 1行目	・常時雇用する労働者の数が <u>300人</u> を超える一般事業主は、・・・	・常時雇用する労働者の数が <u>100人</u> を超える一般事業主は、・・・

訂正	P299 女性-004 条文 ●一般事業主行動計画の策定等（法 8 条） Point! 2つ目の・ 1行目	・常時雇用する労働者の数が <u>300 人</u> 以下の一般事業主は、	・常時雇用する労働者の数が <u>100 人</u> 以下の一般事業主は、
訂正	P299 女性-004 条文 ●一般事業主行動計画の策定等（法 8 条） CHECK 1行目	・常時雇用する労働者の数が <u>300 人</u> を超える一般事業主は、	・常時雇用する労働者の数が <u>100 人</u> を超える一般事業主は、
訂正	P301 女性-004 条文 ●一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表（法 20 条）	全文削除のうえ、【別添 2】に差替え	
訂正	P302 女性-005 条文 ●報告の徴収並びに助言、指導及び勧告（法 30 条） 2箇所	<u>300 人</u>	<u>100 人</u>
訂正	P302 女性-005 条文 ●公表（法 31 条） 4箇所	<u>300 人</u>	<u>100 人</u>

【別添1】

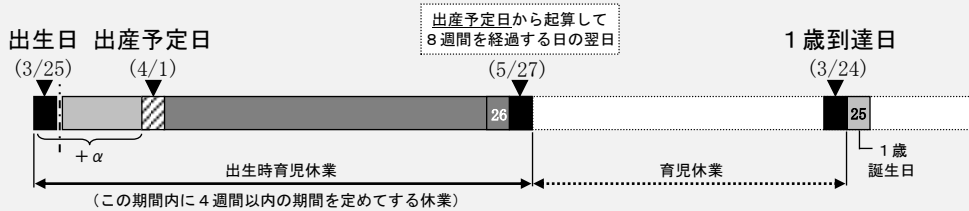
Point! 出生時育児休業（法9条の2第1項かっこ書）

- ・「出生時育児休業」とは、育児休業のうち、**子の出生の日**から起算して**8週間**を経過する日の翌日まで（※1）（※2）の期間内に**4週間以内の期間**を定めてする休業をいう。



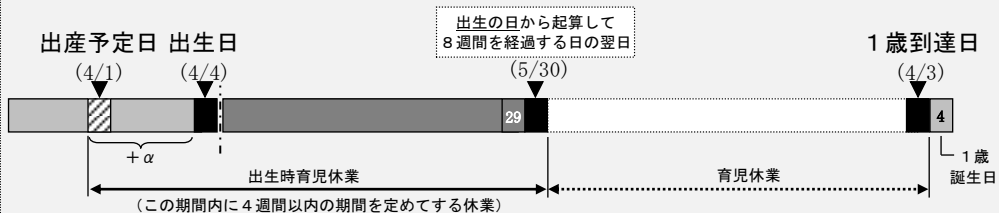
（※1）**出産予定日前**に当該子が出生した場合にあっては・・・

- 当該**出生の日**から当該**出産予定日**から起算して**8週間**を経過する日の翌日までとする。



（※2）**出産予定日後**に当該子が出生した場合にあっては・・・

- 当該**出産予定日**から当該**出生の日**から起算して**8週間**を経過する日の翌日までとする。



【別添2】

●一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表（法20条）2022改正

常時雇用労働者数	情報の公表内容
<p>①300人超 (法20条1項)</p>	<p>次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。</p> <p>①その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績</p> <p>②その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績</p>
<p>②100人超 300人以下 (法20条2項)</p>	<p>上記①又は②の情報のうち少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。</p>
<p>③100人以下 (法20条3項)</p>	<p>上記①又は②の情報のうち少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。</p>

【2023/07/25 更新分】

Tool box II (RU23252)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P267 7(1)保険料 CHECK 下から4行目	限度額は、 <u>20万円</u>	限度額は、 <u>22万円</u>
改正	P267 7(1)保険料 CHECK 下から3行目	①～③の合計額は <u>102万円</u>	①～③の合計額は <u>104万円</u>

健康保険法 (RU23253)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P203 健保-071 函中 出産育児一時金の支給対象	<u>40万</u> 8千円	<u>48万</u> 8千円
改正	P203 健保-071 函中 出産育児一時金の支給対象	<u>42万</u> (加算後)	<u>50万</u> (加算後)

年金法 II (RU23256)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P251 厚年-051 例 函	【別添3】に差替え	
改正	P288 厚年-064 CHECK ・2つ目	令和5年度における支給停止調整額は <u>48万円</u> とされている。	

年金法 III (RU23257)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P594 国年-092 CHECK 延滞金の割合の特例	①年 14.6% → 延滞税特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合 (令和5年1月1日～令和5年12月31日 : <u>8.7%</u>) ②年 7.3% → 延滞税特例基準割合に年 1%を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%) (令和5年1月1日～令和5年12月31日 : <u>2.4%</u>)	

労働者災害補償保険法 (RU23261)

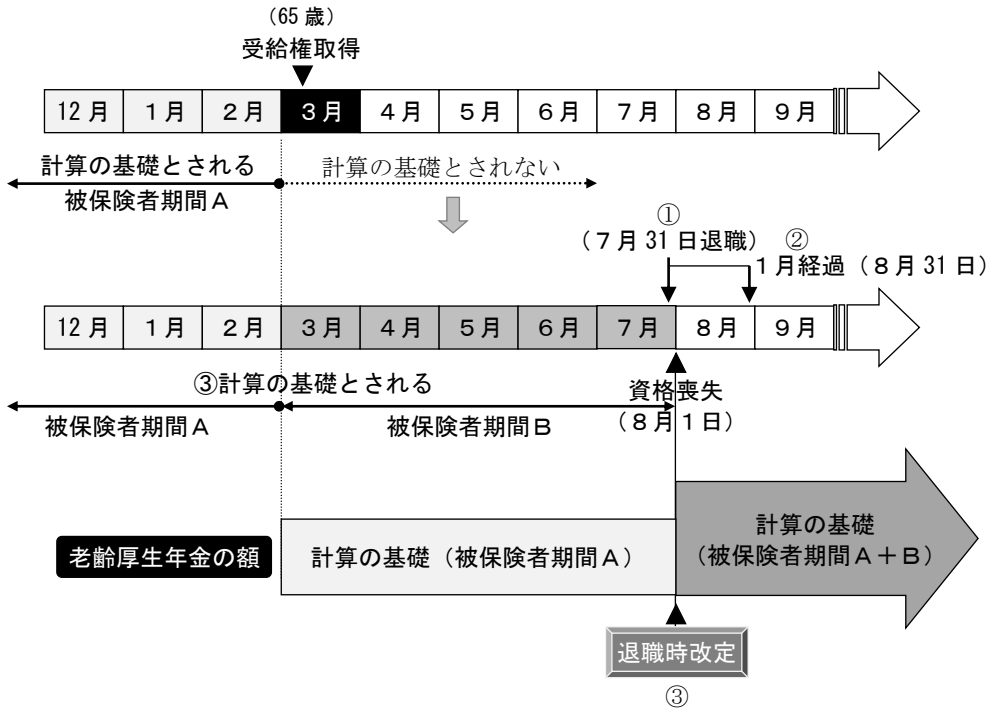
	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P135 労災-031 【常時介護の場合】 ① 1箇所	<u>171,650 円</u>	<u>172,550 円</u>
改正	P135 労災-031 【常時介護の場合】 ② 3箇所	<u>75,290 円</u>	<u>77,890 円</u>
改正	P135 労災-031 ※	(上限額： <u>85,780 円</u> 、最低保障額： <u>37,600 円</u>)。	(上限額： <u>86,280 円</u> 、最低保障額： <u>38,900 円</u>)。
改正	P135 労災-031 Point! 2つ目 ・ 1つ目	…については <u>75,290 円</u> (随時介護の場合 <u>37,600 円</u>) の最低保障はない。	…については <u>77,890 円</u> (随時介護の場合 <u>38,900 円</u>) の最低保障はない。
改正	P135 労災-031 Point! 2つ目 ・ 2つ目	…、 <u>75,290 円</u> (随時介護の場合 <u>37,600 円</u>) の最低保障はない。	…、 <u>77,890 円</u> (随時介護の場合 <u>38,900 円</u>) の最低保障はない。

労働安全衛生法 (RU23264)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P39 安衛-014 Point! ②上から 4行目	・・・1月当たり <u>100 時間</u> を超えた労働者	・・・1月当たり <u>80 時間</u> を超えた労働者
訂正	P225 巻末資料 <u>5 事務所衛生基準規則の改正</u> ③表中 個所数 30人超	1に、同時に就業する男性労働者の数が30人を超える <u>60人</u> 又その端数を増すごとに1を加えた数	1に、同時に就業する男性労働者の数が30人を超える <u>30人</u> 又はその端数を増すごとに1を加えた数

【別添3】

- ④ 在職中の3月に65歳に達し老齢厚生年金の受給権を取得し、その後7月31日に退職により8月1日に資格を喪失した場合
 → 「その日」である7月31日を基準として8月改定



労働一般常識 (RU23258)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P272 障雇-005 要点整理 (4) 3行目	障害者である労働者の人数の算定にあたっては、	対象障害者である労働者の人数の算定にあたっては、
訂正	P272 障雇-005 要点整理 (4) ① 1行目	① <u>身体障害者又は知的障害者</u>	① <u>対象障害者</u>
改正	P272 障雇-005 要点整理 (4) ⑤ 1行目	その1人をもって <u>0.5人</u> に相当する	当分の間、その1人をもって <u>1人</u> に相当する
訂正	P272 障雇-005 要点整理 (4) ⑤ 2行目	相当する <u>身体障害者又は知的障害者</u> である労働者とみなされる。	相当する <u>対象障害者</u> である労働者とみなされる (則附則6条)。 改正!
改正	P273 障雇-005 要点整理 (4) 【障害者人数算定のまとめ】の表中 ③精神障害者の短時間労働者の欄	1人をもって <u>0.5人</u>	1人をもって <u>1人</u> 改正!
改正	P275 障雇-006 要点整理 (3) 障害者雇用調整金 2行目	月額2万 <u>7千円</u>	月額2万 <u>9千円</u>
改正	P276 障雇-006 要点整理 【障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金のまとめ】表中(2)	超過人数1人につき、月額 <u>2万7千円</u>	超過人数1人につき、月額 <u>2万9千円</u>